

○原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認について（例規通達）  
（平成 19 年 2 月 20 日鳥交企例規第 3 号）

改正 令和元年 6 月 25 日鳥務例規第 4 号 令和 2 年 12 月 24 日鳥務例規第 13 号  
令和 6 年 2 月 1 日鳥交企例規第 1 号

各所属長

対号 平成 4 年 10 月 30 日付け鳥交企例規第 8 号 原動機を用いる身体障害者用車いすに係る警察署長の確認について（例規通達）

道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 4 第 2 項の規定により警察署長が行う確認（以下「確認」という。）については、対号例規通達により運用していたところであるが、このたび、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の補装具費支給に関する規定等が平成 18 年 10 月 1 日から施行されたことなどに伴い、確認に係る事務に関しては、次のとおり定め、平成 19 年 2 月 21 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、対号例規通達は、平成 19 年 2 月 20 日限り廃止する。

記

1 確認の手続

(1) 市町村長から通知があった場合の確認

市町村長から、利用者の住所地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に対し、通知書（様式第 1 号）により、車体の大きさの基準（施行規則第 1 条の 5 第 1 項第 1 号に定める基準をいう。以下「基準」という。）に適合しない電動車椅子（補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）に規定する電動車椅子をいう。以下同じ。）の購入に要した費用を身体障害者（児）に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、同通知書及び同通知書の添付書面により、速やかに確認を行い、当該市町村長に対し、確認証（様式第 2 号）を送付するものとする。（市町村長は、支給に係る電動車椅子が基準に適合しない大きさであることを確認した後に所轄警察署長に通知し、所轄警察署長から送付された確認証を利用者に交付することとなる。）

(2) その他の場合の確認

ア 申請の手続等

確認は、車体の大きさの基準に適合しない身体障害者用の車の利用者又は利用者から依頼を受けた者から、所轄警察署長に対し、確認申請書（様式第 3 号）の提出があった場合に行うものとする。

イ 審査の方法

申請に係る利用者が申請に係る大きさの身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことについて、原則として、利用者と申請に係る当該車を实地に調査し

て確認の可否を判断するものとする。ただし、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、利用者及び申請に係る当該車の実地調査に代えて、これらの書類の書面審査により確認の可否を判断することができる。

a 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類

(例) 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を証明する医師その他の身体の状態を判断することができる者の作成する書面

b 当該車を製作又は販売する者の作成に係る当該車の大きさ(長さ、幅及び高さ)を証する書面

ウ 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証を交付するものとする。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る身体障害者用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

利用者が確認に係る身体障害者用の車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を当該所轄警察署長に返納させるものとする。

4 運用上の留意事項

原動機を用いる身体障害者用の車で、車体の大きさの基準に適合しないものは、その利用者がその大きさの当該車を用いることがやむを得ないことについて所轄警察署長の確認を受けない限り、道路交通法(昭和35年法律第105号)上の身体障害者用の車には該当しないことになることから、このような原動機を用いる身体障害者用の車を通行させている者を発見した場合には、速やかに所轄警察署長の確認を受けるよう指導すること。

様式第1号

通知書

[別紙参照]

様式第2号

確認証

[別紙参照]

様式第3号

確認申請書  
[別紙参照]